

# 東京都福祉サービス第三者評価の 対象サービスが増えました

障害者自立支援法の8サービスが新たに評価対象となりました。

生活介護

自立訓練  
(機能訓練)

自立訓練  
(生活訓練)

就労移行支援

就労継続支援  
A型

就労継続支援  
B型

多機能型事業所

障害者支援施設

## 多機能型事業所とは

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型のうち、2以上のサービスを一体的に実施している事業所をさします。

## 障害者支援施設とは

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、施設入所支援のうち、**施設入所支援を含む**2以上のサービスを一体的に実施している事業所をさします。



多機能型事業所や障害者支援施設は、複数のサービスを一体的に実施しています。自分の事業所が複数のサービスを一体的に実施している事業所なのかどうなのかは、事業所指定の状況を確認することで知ることができます。

多機能型事業所として、就労移行支援と就労継続支援B型のサービスを運営しているけど、評価を受審する時は、それぞれ別々に評価を受けるのかしら？



### 多機能型事業所の例

就労移行支援 + 就労継続支援B型

など

1回の評価で就労移行支援と就労継続支援B型を一体的に評価します。



多機能型事業所と障害者支援施設は複数のサービスを一体的に評価します。

# 多機能型事業所と障害者支援施設の評価は、サービスを組み合わせて1つの評価を実施します。

1つの汽車（評価）に、1つの貨物（サービス）がのっているのがこれまでの評価のイメージです。

多機能型事業所と障害者支援施設の場合は、1つの汽車（評価）に複数の貨物（サービス）を載せることができます。

## ● 生活介護事業所の場合



## ● 就労移行支援事業所の場合



## ● 多機能型事業所の場合



## ● 障害者支援施設の場合



多機能型事業所または障害者支援施設の場合、事業所によって、実施しているサービスが異なります。そこで、事業所の実施しているすべてのサービスの項目を用いて、評価を行うこととなります。

# 以下のサービスは、「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」を行うことができます。

生活介護

自立訓練（機能訓練）

自立訓練（生活訓練）

就労移行支援

就労継続支援A型

就労継続支援B型

多機能型事業所



障害分野の新しいサービスを実施される事業所の皆さまが、評価に取り組みやすくなるよう、「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」を選択できるようにしました。事業評価は「サービス」の部分を中心に実施するため、事業所の作業量が軽減されます。